

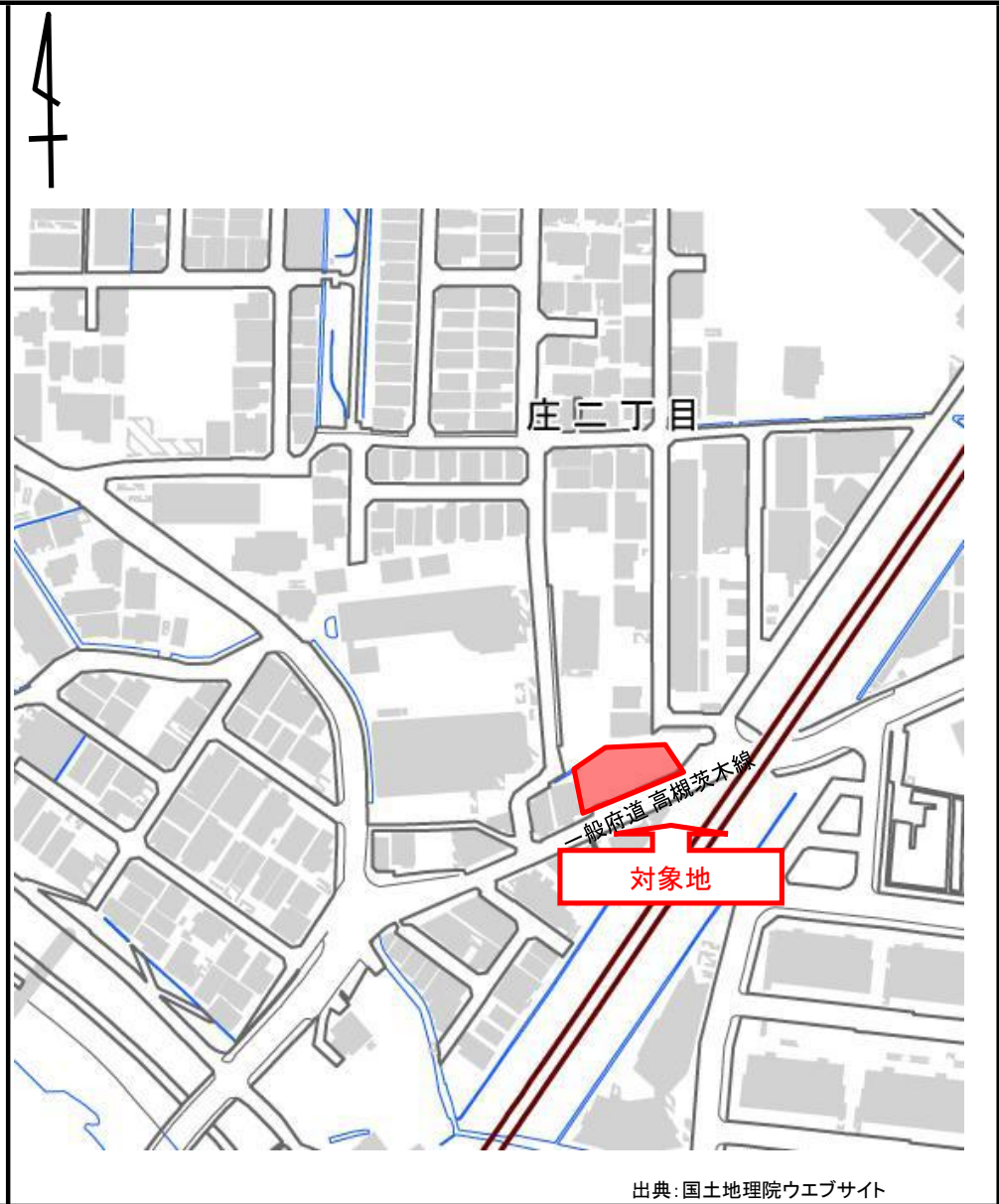
物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	茨木市庄二丁目89番1外4筆の一部 (茨木市庄二丁目6番31付近)	地目	田・宅地	交通 機関	阪急京都本線 総持寺駅 南西約 400m JR京都線 JR総持寺駅 南東約 750m	最低 使用料 (年額)	2,229,800円／年	
1									
土地の概要					特記事項				
面積	使用許可対象面積 324.45 m ²				<p>1 使用用途は、平面駐車場(コインパーキングを含む。)としての利用を想定しております。なお、対象地の地下約6.8mには大阪府所管の外径約4.6mの流域下水道管が東西に横断する形で敷設されていますので、上載荷重は1.0t/m²までにしてください。 平面駐車場に付帯する簡易な工作物等を設置する場合は、あらかじめ大阪府北部流域下水道事務所と協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748</p>				
接面道路の状況	南側:府道・幅員約7.0m・舗装有・高低差無								
法令に基づく制限	都市 計画法	市街化区域内			<p>2 対象地及び周辺におけるネットフェンス等の施設又は工作物の形状変更等については、大阪府北部流域下水道事務所と協議し、承諾又は許可を得てください。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は全て使用者の負担となります。 また、対象地への車両等の出入については、大阪府茨木土木事務所及び大阪府茨木警察署と協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府茨木警察署 交通課 電話 072-622-1234(代)</p> <p>3 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、大阪府北部流域下水道事務所及び茨木市と協議してください。なお、施設の設置に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748 茨木市建設部 下水道施設課 電話 072-620-1667</p>				
		用途地域	第一種住居地域						
		地域地区	準防火地域・高度地区(第3種)						
	建ぺい率	60%	容積率	200%					
その他の 法令等	・下水道法								
その他条件									
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
	公営水道	本管	引込管	茨木市水道部営業課 072-620-1691					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081					
		有	無						
都市ガス	本管	引込管	大阪ガスネットワーク株式会社ガス導管ダイヤル0120-544-209						
	無	無							
公共下水道 (汚水)	本管	引込管	茨木市建設部下水道施設課 072-620-1667						
	有	無							
					<p>4 電気の引込みについては、大阪府北部流域下水道事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府北部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-620-6748 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> <p>5 対象地の実地調査を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等は、全て使用者の負担となります。</p>				

特記事項

- 6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 7 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。
- 8 対象地は、過去の公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は最長で令和8年10月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は令和8年11月1日からとなります。
また、現地に設置されている駐車場ロック装置等は、現使用者の所有物ですので、それらを継続して使用される場合は、使用開始日までにあらかじめ現使用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 9 災害等により大阪府が緊急に必要と認めた場合には、使用者は設置物件の移設、除去等速やかに行ってください。なお、費用については全て使用者の負担となります。また、休業等に伴う損失補償などは一切行いません。
- 10 使用期間満了時には、設置した工作物等を撤去する等、原状回復を行ってください。ただし、原状回復の必要がないものとして本府の承認を得た場合は、この限りではありません。

(1)位置図(物件番号:第1号)

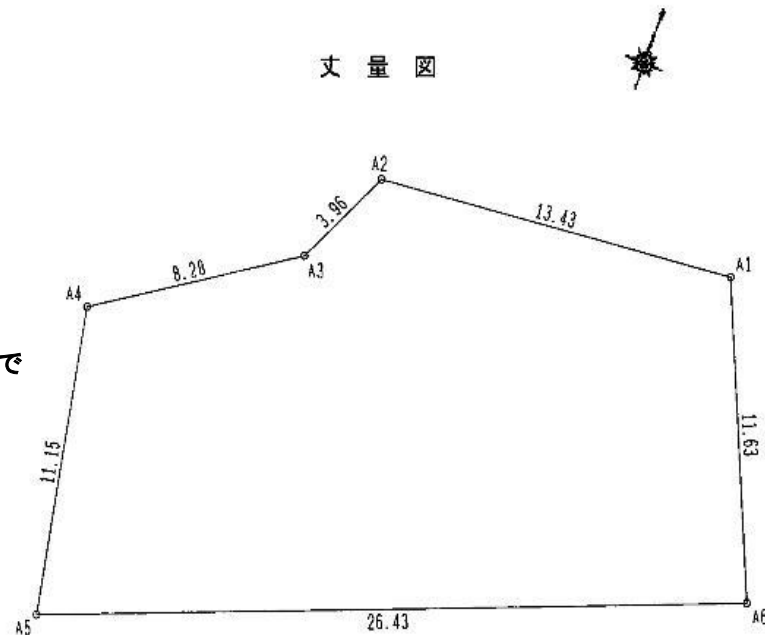


(2) 平面図・丈量図 (物件番号：第1号)

平面図



丈量図



座標面積計算書

地番	89-1外4種				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n × (Y _{n+1} -Y _{n-1})	
A1	1006.604	1004.043	-13.590	-13679.748360	
A2	1010.073	991.060	-15.838	-15997.536174	
A3	1007.327	988.205	-10.930	-11010.084110	
A4	1005.463	990.130	-9.982	-10036.531666	
A5	994.477	978.223	24.520	24384.576040	
A6	994.981	1004.650	25.820	25690.409420	
			合計	-648.914850	
			合計面積	324.4574250	
			地積	324.45	m ²

図面名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	令和3年6月1日
事業者名	大阪府